

別記第1号様式(第7関係)

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第7回豊島区リサイクル・清掃審議会
事務局（担当課）		清掃環境部資源循環課
開催日時		平成24年11月8日（木） 15時00分～16時57分
開催場所		区役所本庁舎4階 議員協議会室
議 題		<ul style="list-style-type: none"> ● 開 会 ● 議 事 中間のまとめ案について
公開の 可否	会 議	公開 傍聴人数 1人
	会 議 録	公開
出席者	委 員	松波淳也、青柳文夫、磯一昭、西山陽介、儀武さとる、永野裕子、中村丈一、高埜秀典、鷺崎智恵子、亀井一司、柳田好史、吉倉英子、三原真理子、関口教和、勝呂洋次、鈴木公一、木下政孝（敬称略）
	幹 事	資源循環課長、環境政策課長、環境課長、豊島清掃事務所長
	事 務 局	資源循環課清掃計画係長、資源循環課リサイクル推進係長、環境政策担当係長、環境課環境保全係長

(午後3時00分開会)

1. 開会

2. 議事

○**会長** それでは、会議次第に沿いまして、本日の議事を進行してまいりたいと思います。

議事の1点目、中間まとめ案について、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○**資源循環課長** では、事務局の私のほうから資料の説明をさせていただきます。

今回の資料につきましては、事前に郵送等でお配りしておりますけれども、お手元に、多少何点か文言修正やつけ加えたものを新たにご用意しておりますので、こちらの資料に基づいて進めさせていただきたいと思います。

まず、資料第7-1号、中間のまとめ案でございます。

次に、資料第7-2号、「中間のまとめ案」のポイントと、3回にわたります作業部会での検討経過でございます。

三つ目の資料でございますが、資料第7-3、参考資料でございます。

資料については以上でございます。お手元がない資料がございましたら、事務局のほうにお手を挙げていただければ、お届けいたします。

また、1枚ペラで資料、写真つきのものがございます。こちらにつきましては、審議会の前に委員から古紙リサイクルの工程についてご要望がありましたので、事務局で資料を作成いたしまして、事前に委員にはご案内しているものでございます。今回、ほかの委員の皆様にもあわせてお配りさせていただきました。

以上、ただいまの資料もあわせまして4点でございます。よろしいでしょうか。

それでは、右肩に資料7-1号とあります中間のまとめ案をごらんいただきたいと思います。時間の関係もでございますので、できるだけ簡潔に進めたいと思います。

それでは、座らせていただきます。

資料第7-1号、第4期豊島区リサイクル・清掃審議会、中間まとめ案。平成24年11月8日。豊島区リサイクル・清掃審議会でございます。

こちらのほうは、まとめの案でございますが、とりあえず私のほうで読み上げる形でご説明を進めさせていただきたいと思います。

1. はじめに。

豊島区リサイクル・清掃審議会は、平成23年9月に区長より「豊島区の現状に合った循環型社会を構築するための具体的施策について」の諮問を受けました。

そのため審議会においては、とりわけリサイクルの側面から、資源循環システムのあり方や方向性について、主に「燃やすごみ」に多く排出されるプラスチック、生ごみ、紙類など、また主に「金属・陶器・ガラスごみ」に多く排出される金属類などについて、個別品目ごとに審議を重ねてきました。

本中間まとめでは、これら資源循環システムの方向性について、審議会での共通認識

を確認するとともに、今後の審議会において、リデュースやリユースの推進を審議するに当たっての視点を整理しました。

表を一つ、つけてございます。

2ページでございます。

2. 豊島区の特性。

(1) 高密都市としての特性。

平成22年国勢調査によると、区は日本一の人口密度を有する高密都市であり、全世帯の約4分の3が集合住宅に居住しています。また単身世帯割合についても61%と、23区で最も高く、30平方メートルに満たない狭小住戸も非常に多いことから、区は平成16年度から狭小住戸集合住宅税（通称「ワンルームマンション税」）を施行し、バランスのよい世帯構成に努めるなどしています。

(2) 多様性を持つ区の特性。

単身者に限らず区民の多様性も特徴の一つです。高齢者や学生といった様々な居住者だけでなく、外国人居住者も2万人弱と大きな割合を占めるとともに、年間2万人を超える転出入者も特色の一つです。

また、区民の多様性に加え、都市構造も特色豊かです。商業・文化が集積する池袋だけでなく、巣鴨地蔵通り商店街に代表される賑わいのある商店街や、個性豊かな大学など多様性に富んだ特性を有しています。

3. 区のリサイクル等の状況。

区は、平成12年度の清掃事業区移管以前から、独自の方式による分別収集や資源回収の仕組みを構築してきました。平成7年にパイロットプラン（7品目9分別の資源回収）を開始し、平成14年度の新パイロットプラン（8品目12分別）を経て、平成20年度から廃プラスチックサーマルリサイクル開始とともに、回収回数をふやした新資源回収を本格実施し、現在に至っています。

平成20年度に改定された一般廃棄物処理基本計画では、長期目標として平成35年度の「ごみ半減」「資源倍増」を目指しています。ごみ量は年々減少傾向にある一方、資源回収量及び資源化率は、ここ数年横ばい傾向にあります。

ごみ処理やリサイクルにかかる清掃事業費は、平成22年度ベースで年間約40.6億円です。1人当たり（平成22年1月1日現在）に直すと約1万5,000円が毎年ごみ処理やリサイクル事業に使われています。

4. 区の基本的な考え方について。

4. 1 リサイクルの目的について。

リサイクルの主な目的は、「資源の有効利用」とともに「最終処分量の削減」です。

温室効果ガスなどに伴う「環境負荷の低減」もリサイクルの目的の一つですが、リサイクルより、むしろリデュースやリユースの果たすべき役割が大きいと言えます。

「資源の有効利用」「最終処分量の削減」「環境負荷の低減」といった目的は、当然リ

サイクルだけでなく、リデュース・リユースの目的でもあります。目的を明確にすることで、区民や事業者など、関係主体が参加しやすい仕組みをつくとともに、その先にある豊島区らしい循環型社会の形成を目指すべきです。

表を一つ付記してございます。

4. 2区がリサイクルに果たすべき役割。

リサイクルを始めとした廃棄物処理において、衛生処理や有害物質などについての適正処理は、区が果たすべき重要な役割の一つです。衛生処理や適正処理を通じた、清潔で安全安心なまちづくりを、セーフコミュニティの形成につなげていく必要があります。

古くからリサイクルは、有用な資源を市場経済の中で循環させることで成り立ってきました。

一方で、市況の暴落やごみ減量推進、資源の有効利用等の理由から、リサイクルの一部を区が担ってきた経緯もあり、これらを十分踏まえながら、現状に合った形で、可能な限り民間市場中心の回収や処理がなされるよう、適正な誘導を図るべきです。

表を付記してございます。

4. 3各主体の役割。

区には区民、生産事業者、流通事業者、排出事業者、教育機関、NPOなどさまざまな主体が日々活動しているとともに、時と場合によって、それぞれ役割を入れ替えながら生活しています。

このように多様な主体が、「分別の徹底」「ごみ減量」「自主的な回収ルートの確立」「生産者責任の徹底」など、役割に合わせた取り組みを進めるべきですが、互いに連携し合うことで、一人一人の取り組みを面的に広がりのある取り組みにつなげていくことが望ましい方向です。

表を1枚付記してございます。

従来の表に比べまして、事業者の部分が、「生産者としての側面」、「流通としての側面」、「排出者としての側面」ということで、以前お示ししている図よりも、事業者の部分を細かく区分してございます。

5. 基本的な考え方に基づく区の方向性。

5. 1リサイクルの方向性。

リサイクルのみならず、廃棄物処理を考える上では衛生処理が基本です。生ごみなどのリサイクルについても、衛生処理を前提として検討を進める必要があります。

また、水銀やカドミウムに代表されるような有害物質についても、安易にごみに出されると処理の過程で環境悪化につながる危険性があるため、区は適正処理を通じ、安全で安心な区民生活を維持していくべきです。

古紙やびん・かんなど、古くから市場で循環してきた資源については、民間市場を主体とした回収や処理を進めることが望ましい方向です。

また、プラスチックなどは、現状では民間市場だけで回収や処理を行っていくことは

難しい一方、トレーの店頭回収などの取り組みが進められています。そのため、費用対効果を考慮しつつ、区でも回収や処理を行っていきませんが、将来的には民間市場で回収や処理がなされるよう、適正な誘導を図る必要があります。

表を1枚付記してございます。

5. 2リサイクルにおける区民や事業者などの参画や連携。

区は高密都市としての特性とともに、多様な個性を持つまちでもあります。このような特性に合わせた区民や事業者などの参画と連携を図ることで、メリットを十分に活かすことが必要です。

リサイクルのしくみを維持するためには、正しい分別が大切です。そのためには、区民や事業者などが、ごみの排出者としての責任を自覚することが必要であり、区は、ごみを排出することに伴う社会的な費用を伝えるとともに、ごみを減量することやリサイクルを進めることによる「こんないいことがある」という効果を伝えていくことが重要です。

トレーや小型家電等の店頭回収、金属リサイクル等にみられる技術向上など、民間市場においても新たな取り組みが広がっています。とりわけ池袋には百貨店やスーパー、コンビニエンスストア、家電量販店と商業が集積しており、区はこれらの取り組みとの連携を図りながら、区の特性に合ったリサイクルを進めるべきです。

6. 個別課題についての施策の方向性。

①プラスチック類。

プラスチック製容器包装の回収については費用対効果の面から課題が多いため、区に合ったスキームの検討などを継続する。

回収率が伸び悩んでいるボトルタイプやトレーの分別排出の徹底を図りながら、将来的な品目拡大についての検討を進める。

②生ごみ。

バイオガス化による発電利用等の導入には、いまだ課題が多い。動向を見守りながら将来的な課題として検討を継続する。

地域の連携強化やライフスタイルの変更につながる方策として、地域・コミュニティ単位での生ごみ減量化の検討を進める。

小規模飲食店等から排出される生ごみの減量や資源化の方策を検討する。

③紙類。

手間の軽減につながるような排出方法を検討する。

集団回収をより充実させていくため、小規模単位での参加を可能にするなど新たな仕組みを検討する。

オフィスから排出されるシュレッダー等、小売店から排出される段ボール等の事業系古紙については、民間収集事業者への回収移行による資源化の促進を図る。

④金属類。

小型家電リサイクル法の研究など多方面から可能性の検討を進める。

池袋には家電量販店等が数多く集積しており、これらの回収ルートについても活用を検討する。

区内に粗大ごみ中継施設が存在する立地を活かした、金属類の有効活用やごみ減量を推進する。

⑤有害物質等の適正処理。

適正分別の周知など適正処理の徹底を図る。

現状で適正処理が不十分な可能性のある品目については、新たなスキームを検討する。

7. 新たな目標や指標の共有。

一般廃棄物処理基本計画では「ごみ半減」「資源倍増」を目標として掲げる中で、資源化率を区の達成の指標としています。

この資源化率は、主に家庭から排出されたごみ（一部小規模な事業所を含む）から区が回収した資源の割合を示すものですが、区民や事業者の取り組みが広がる中で、これまでのように区だけで達成する指標では十分とは言えないのではないのでしょうか。

区民や事業者などの各主体と区が連携し、取り組みを推進するためには、「ごみ半減」「資源倍増」のような区全体で目指す目標だけでなく、各主体が「ごみを減らす意義」や「分別の意義」などを正しく認識するとともに、自らの達成を確認し「やる気」を引き出す一人一人の目標も必要です。

一人一人が目標の達成を確認しながら取り組みを進めることで、区全体でのごみ減量につながり、それが再び一人一人の達成感につながるようなサイクルの構築を進めるべきです。

表を1枚添付しております。

8. おわりに（今後の検討に向けて）。

審議会ではこれまで、とりわけリサイクルに焦点を当てた資源循環システムの方向性を検討してきました。その中では区がシステムを構築するだけではならず、区民や事業者の協力や連携による下支えが必要との認識が改めてなされ、一人一人の役割や連携のあり方にも目を向けた検討がなされました。

今後の審議会においては、リデュースやリユースについても検討していきます。リデュースやリユースは、リサイクル以上に区民や事業者一人一人の取り組みや、それらをつなげる連携がなければ進めることができません。

そのため本中間まとめで得られた共通認識や視点をもとに、さらなる検討を進めていきます。

以上が中間まとめ案でございます。

恐れ入ります。続きまして、資料第7-2でございます。

こちらのほうは、まず1面に、これまでの作業部会での検討経過と、左側に中間のまとめ項目ということで、2. 豊島区の特性、4. 区の基本的な考え方について。これは、

中間まとめの主な柱立ての表示になっております。

真ん中のまとめのポイントで、黒ポツで2点、ないし3点表示しているものがポイントでございます。

右側のほうに、部会での検討経過ということで、それぞれ第何回目の作業部会で議論していただいたかという内容の表示になっています。

一番右側の参考1から参考5につきましては、2ページ以降に掲載しているものの対応でございます。

まとめのポイントだけ簡単にご説明いたします。

まず、2. 豊島区の特性でございます。

審議会での個別品目ごとの審議を、区のリサイクル施策全体の方向性として検討するにあたって、まず「区の特性」を出発点といたしました。

その中では、高密都市などの区全体にまたがる特性や区の多様性など、さまざまな視点から検討がなされ、中間まとめに反映させたものでございます。

柱立ての4. 区の基本的な考え方について。

個別品目ごとの施策の方向性を検討するにあたりまして、「リサイクルの目的」を明確にする必要がございました。

また、審議会においても大きなテーマとなっていた区と民間市場の役割分担を整理いたしました。

3点目といたしまして、リサイクルを支える区民や事業者など、各主体の役割や連携についても整理いたしました。

5. 基本的な考え方に基づく区の方向性についてでございます。

基本的な考え方を一歩進めた形で、区のリサイクルの方向性を整理いたしました。

リサイクルを区だけでなく区民や事業者とともに構築するにあたっての参画や連携のあり方を検討したわけでございます。

6. 個別課題についての施策の方向性についてでございます。

ポイントといたしましては、審議会において議論されてきた個別品目ごとの審議について、施策の方向性を検討いたしました。

区のリサイクルに合った形での施策を「基本的な考え方」に基づいて整理いたしました。

7. 新たな目標や指標の共有でございます。

区民や事業者など各主体の取り組みを促すためには、一人一人が役割を認識し、「やる気」を引き出す指標や目標が必要との意見が作業部会において数多く出されました。

また、良い活動を積極的に推奨し顕彰する施策が必要との指摘を反映させてございます。

2ページ以降の主なものを、かいつまんでご説明いたします。

参考1は、「豊島区らしさ」に関する意見交換の内容でございます。

多様な都市構造、区民生活、事業者、それぞれ、このような意見が出されております。

また、参考2は審議会での審議経過でございまして、第2回審議会から第6回審議会までを表にまとめたものでございます。

4ページでございます。

こちらは横の表になっておりまして、参考3となっております。個別品目の比較検討経過でございまして。

表側のほうに、現状、分別、それから推定発生量、検討案内容、それにかかる22年度のごみ量ベースに基づくコスト。どのくらい費用がかかるか。また、ごみ減量の効果、CO₂について、区民への影響について、リサイクル技術・処理技術からの観点というような分類しております。

また、表頭でございまして、ごみの分別ごとになっていまして、プラ製容器包装全品目、プラ製容器包装品目限定、それから生ごみ、紙（雑がみ）、金属回収というような形になっております。

それぞれ、表にございますように、発生量、どのくらいのトン数が発生するかというような表示がございまして、検討案につきましては、まずプラ製容器包装全品目は、燃やすごみとして排出されているプラ製容器包装全てを回収するということを検討いたしました。

また、燃やすごみとして排出されているプラ製容器包装の中から、品目を限定して回収する場合はどうか。

それぞれ下のほうにコストということで、全品目の場合は3億6,000万円の歳入が必要となってくる。品目限定の場合ですと、5,400万円程度というような試算をいたしました。

また、生ごみ、紙、金属回収についても、それぞれ内容と費用面。生ごみの場合は前提条件によるというようなことで、明確なコストを今回は提示することはできませんでした。

また、紙については、紙袋で出した場合、特に費用面では影響ないのではないかと。周知徹底して、皆さんにご協力いただければ、特にコストがふえるというようなことはないのではないかと。影響なしという結果を出しております。

また、金属回収につきましては、粗大ごみのうち金属製品を東池袋にございます中継所で抜き取りまして、これを金属リサイクル処理業者に売却することによって、これはあくまでも試算でございまして、440万円程度の歳入増につながるのではないかと。この部分につきましても、埋立処分しないで資源への活用が図られるというような見方になっております。

ごみ減量の効果につきましても、それぞれトン数等、表示できるものは表示してございます。CO₂につきましても、それぞれ想定される削減トン数、CO₂の削減量を表記してございます。

区民への影響の欄です。

プラ製容器包装については、さらに分別を進めるということで、分別が複雑になる可能性がある。

生ごみにつきましては、生ごみだけで分別する必要がある。そのようなお手を煩わせるという内容になっています。

また、紙につきましては、出し方によっては区民の負担感が軽減されるのではないかと。縛るよりは、紙袋のほうが負担感は少ないのではないかと。

金属回収につきましては、処理でのスキーム変更のため、特に区民の皆様へ直接影響する部分はないというようなものでございます。

また、リサイクル技術・処理技術につきましては、それぞれの内容を付記しております。

参考4でございます。こちらは各主体の取り組みと連携のイメージでございます。

作業部会の資料を、ご意見をもとに修正したものでございます。このように連携による取り組みの部分と、一人一人の取り組みの部分と、整理してございます。

右のほうに作業部会で部会委員の方から出された主なご意見等も、吹き出しの形で付記させていただいております。

上から読みますと、集積所の綺麗さは、まちの綺麗さにつながる。

ペナルティより褒めることが大切である。コミュニティビジネスは可能性が大きい。リーダー育成が重要である。楽しく、無理なくが大切である。不動産業界と連携した周知はできないか。ごみに対する危機意識が薄いのも問題である。外国人コミュニティへの効果的な周知が必要。事業者の民間収集への移行は進んでいる。企業としてはお客さまのニーズも無視できないというような、さまざまなご意見もいただいております。

6ページ以降、参考5でございます。

指標・目標の共有や活用に関する参考事例ということで、何点か挙げさせていただいております。

6ページのほうはエコアクション21、認証取得企業の取り組みということで、豊島区役所本庁舎も、環境政策課でいろいろプランを立てまして今年度取得しております。

ここにある例は、飲食店チェーンの養老乃瀧様の環境報告書より抜粋したものでございます。

7ページは、これは宇都宮市の事例で、生ごみ、水切りのモニター実証実験というもので、そちらのホームページを抜粋したものでございます。

8ページでございますが、こちらは札幌市の事例でして、札幌市のホームページより、それぞれ、「見える化」により気づきを促すということで、費用がどのくらいかかっているか。横棒グラフの左側、網がかかっている部分が収集にかかる費用。右のほうの薄い部分が処理にかかる費用。

例えば、家庭ごみ全体ですと、収集に2万2,410円、処理のほうに、2万3,1

02円、合計4万5,512円。そのような表になっております。

9ページでございます。

こちらは23区の中央区の事例で、小学生向けのパンフレットより抜粋したもので、小中学生の方にも、すぐにごみ減量の大切さ等をわかっていただけるように説明した一つの例でございますが、こういうものがございます。

以上が資料第7-2でございます。

続きまして、資料第7-3号のほうでございます。

こちらは、既に今までお出しして、ごらんになっていただいているものでございますが、特に今回の中間のまとめ案に直接関係しているものを再度取り上げているものでございます。

1ページにつきましては、(1)区収集ごみ量の推移。それから、下の段が、(2)一般廃棄物処理基本計画におけます区民1人1日当たりのごみ量の目標と実績ということで、平成23年度ですと、実績では区民1人1日当たり、区が収集しているごみ量としては640グラムというような表になっております。

2ページでございますが、こちらが、上の段が(3)資源回収量及び資源化率の推移ということでございます。資源化率は19%から21%の間を上下している状況でございます。

下段のほうで、(4)一般廃棄物処理基本計画におけます資源化率の目標と実績ということで、このように棒グラフで、破線の部分と実線の部分、19年度あたりから23年度は差が、乖離が生じているものでございます。

3ページでございます。

3ページの表は、二つの表とも今回初めての表でございます。上段のほうの(5)1人1日当たりの区収集ごみ量の23区比較でございます。こちらは、平成23年度の数字を使わせていただいております。

1人1日当たりの区収集ごみ量。可燃、不燃、粗大、全部含めたものでございまして、豊島区のほうは、左から7番目、640グラムということになっています。千代田、中央、渋谷、台東、割に都心部とか、あとひとり世帯が多そうなところとか、そういうところが平均より上回っております。逆に、右のほうに目を移しますと、杉並区、練馬区、比較的住宅地域の多いところは、家族のせいとか、1人当たりの量が平均より低いという内容になっております。

下段のほうで、(6)1人1日当たり資源回収量の23区比較でございます。

豊島区につきましては、真ん中あたりに表記してございます。白い部分が集団回収。集団回収の9割以上が新聞・雑誌でございます。それから、黒い部分が行政回収でございます。こちらのほうは、もちろんびん・かん・ペットボトル・トレーとか、そういう部類のものも、この中に入っているものでございます。

人口1人当たりになりますので、どうしても港区、中央区等は人口で割りますと多い

ということになっています。逆に、面積の大きい区も中央に行ったり、また右のほうに足立区とか、江戸川区、このような形になっております。

それから、4ページでございます。

これは既出のものでございます。燃やすごみ、それから金属・陶器・ガラスごみの、組成の割合でございます。

それから、5ページでございます。こちらの上段のほうが新しい表でございます。

従来、下のほうの(2)清掃事業費の決算額をご提示してまいりました。平成22年度の清掃事業費、下段のほうの円グラフは、40億6,318万2,000円となっております。

では、区の予算・決算額の、決算額の中でどのような形かというのが、上のほうの新しいものでございます。

歳出決算額が、平成22年度は968億8,598万円でございます。

順次、総務とか、福祉とか、教育とか、そういう款別で申し上げますと、総務費が約110億円。

それから、福祉費が361億円、率にいたしますと37%ほどになっております。

衛生費、これは保健所とか健康対策の部分でございますが、こちらが27億円。

それから、次に清掃環境費の44億円がございまして、その隣、時計回りに回っていますが、都市整備費です。区営住宅等も入っていますが、こちらのほうは63億円。

それから、土木費、公園・道路・自転車対策・緑道とか、緑の関係もありますが、92億円。

文化商工費22億円。これは文化芸術、商店街、中小企業の皆様への支援等のものがございます。

それから、教育費67億円、約7%でございます。小中学校、幼稚園、図書館の運営などがこちらの教育費に入っております。

次が、公債費でございまして58億円。これは、過去に借りました起債とか、借り入れたお金、借金の毎年の償還額でございます。元金と利息の部分も含めまして58億円でございます。

それから、最後になりまして諸支出金。これはわかりにくいのですが、具体的には、国民健康保険会計とか介護保険会計、そういう主に健康保険とか福祉関係の特別会計に拠出するお金で、それが全部あわせて113億円ということになっております。

区役所の一般会計の中では、こういう介護保険とか国民健康保険も、福祉のほうには回さないで、こういうような分類になっているものでございます。

なお、清掃環境費ということで、今そこに44億2,291万円とございまして、4.6%とありますが、これを環境保全とか、環境測定の部分を除きますと4.2%が清掃・リサイクル関係の費用となっております。

恐れ入ります。説明が長くなって恐縮ですが、6ページでございます。

こちらの上段も下段も、今回新しくご提示させていただいているものでございます。

上のほうが、(3) ごみの収集・運搬・処分にかかる経費でございまして、これは、実は、廃棄物処理手数料検討会というのを23区共同で設置しております、そちらに毎年報告書を出すのですが、そちらに出したごみの処理原価表の豊島区の部分を抜粋したものでございます。

豊島区は、収集運搬でトン当たり2万7,243円でございます。一組処理処分と書いてございますが、こちらのほうが清掃工場、それから埋立処分場での処理費ということで、これがトン当たり2万1,329円でございます。じゃあ、それをもうちょっと詳しく、例えば、可燃ごみとか粗大ごみで見るとどうかというのが、上のほうのトラックとか、矢印のついた表でございまして、原価処理ということで専門的な分類になっているのですが、ごく簡単に言えば、一番上にあります、一番関係があります可燃ごみのほうでございます。

これは収集、運搬、あわせまして、収集が2万円余り。それから、可燃ごみのほうが4,800円になっておりますから、大体トン当たり2万5,000円程度、計算するとかかってくるというものでございます。

また、粗大ごみ、下のほうにございますが、こちらにも粗大ごみ運搬ということで、収集の2万円と、それから運搬の7,000円、中継所からさらに積みかえをしまして、中防にございます破碎ごみ処理施設に回しますが、そちらがちょっと遠方のため、2万9,000円ほどになりまして、粗大ごみにつきましては、全部で5万6,000円くらいかかっているということで、可燃ごみよりは高くついている。そのようなイメージを、同じごみ処理でも物によってそれぞれ遠方に運んだり、工場が一番短距離の移動で済みますから早いのですが、このような形になっております。

それから、下の段でございますが、(4) 資源回収にかかる平成22年度の決算額でございます。行政回収のほうが例の新資源回収、それからペットボトル、乾電池、廃食用油につきましては、拠点回収という分類になっております。回収量はそれぞれトン数が明示してございます。

集団回収につきましても、新聞・雑誌・段ボール、これがほとんど97.8%ですが、4,117トン。町会様の中にはびん・かんも集めていらっしゃる場所もございまして、そこが13トンということになっています。

経費でございますが、それぞれそこに書いてございますように、新資源回収のびん・かん・ペットボトル・トレイ。コンテナを朝置いていってそれを回収する。これがやはり一番手間暇がかかりまして、こちらが5億2,535万5,000円で、全額で6億5,000万円くらいでございますから、約80%を占めているものでございます。

ただし、売却益も生じてございまして、22年度の場合は、そのときの市況もございまして、6,300万、5,500万というような形で売却益が出てございまして、合計で1億2,300万円余の売却益が生じております。これも比較的順調なところでござい

まして、例えば、びん・かん・ペットボトルも、びんは売却益は出ません。私どもが回収した時点の形では、びんについてはもちろん資源として活用はされますが、私たちから手放すときには処理のお金はかかりませんが売却益も出ません。ですから、やはり売却益が出るのはアルミ缶とペットボトル等でございます。私ども売却益が出ようが、出まいがやはり集めているというものでございます。

7ページのほうでございますが、こちらは本区の地域特性に関するものでございまして、1965年から2010年にかけての世帯構成の推移でございます。だんだん単身世帯が大半を占めるように推移しております。

また、下のほうが外国人登録人口の比率でございます。総人口におけるもので、豊島区は23区の中では4番目、7.3%の比率となっております。22年10月1日現在の数値でございます。

8ページでございます。

こちらは前にお出ししましたが、区の世帯の住居形態、それから業種別事業所数を明示したものでございます。

長くなりましたが、事務局からの報告並びにまとめ案の提示は以上でございます。

○会長 ご報告のほうありがとうございます。

それでは、事務局より中間まとめ案についてのご説明がありまして、それ以外に資料の説明もございました。

今回、中間まとめの案が出ておりますが、これについて私のほうからも趣旨をご説明したいと思っております。審議会の中で、これまで基本的に資源循環システムの方向性について議論してきました。

それとともに、作業部会のほうで部会長のもと検討していただきました内容を踏まえた上で、このような案が上がってきたわけですけれども、これに関しまして、中間のまとめとしてこの段階でまとめると、そういう趣旨でございます。

これについてご意見がございましたら、お願いしたいのですけれども。

作業部会に参加されていない委員から、特にご意見をいただきまして、きょうの段階での審議をいただきまして、その内容をさらに修正の余地がございますので。きょう聞いた限りの中で、コメント等、こういったところはどうかといったことがございましたら、お願いしたいと思います。

○委員 何点かあるのですけれど。

まず、中間のまとめ案で豊島区の特徴をまとめられて、いろいろ特徴を出されているんですけど、私が思うには、若干、不十分な感じがいたします。区の特徴と、ごみの内容というか、量だとか、集積所のそういう問題との関連性を、図だとか表に示していただくと、次の改善案だとかステップのほうに進みやすいのではないかなど。ただ特徴だけというのが、議論として不十分な感じがいたします。

例えば、単身者が多いと生活時間の関係で夜に出す人がいるとか、外国人居住者の場

合は分別が不徹底であるとか、そういう関連を示していただければいいんじゃないかなと思うんですけど。それが第1点です。

それから、2点目が、4ページの図なのですけれど、非常にわかりづらいんです。

というのは、矢印の流れが、物と情報、あるいは人、その流れが混在してしまっているんです。上のほうの「製造・消費」。これは、実際は「販売・消費」、下のほうも「販売・消費」だと思うんですけど、矢印があたっているんです。本当は物の流れだけ見れば、右のほうに一方通行になっていて、左のほうに行くのはお金が流れているのかなという感じもするんですけど、その辺の流れが不明確。

何を意味しているのか不明確なのと、それから、区のほうから「ごみ減量・リサイクルの働きかけ」と書いてあるんですけど、これは情報ですよ。この情報も、事業者だけじゃなくて、区のほうから区民のほうにも実際は行っているんじゃないのかなという、それが抜けている感じがいたします。

それから、真ん中の丸印、これもよくわからなくて、白抜きの矢印が人の流れなのか何なのかよくわからないんです。

私がおもうには、ここは、実際は区がハブになって、旗振りしないといけないんじゃないかなと思うんです。この中心は、本当は区になるんじゃないか。8ページのところに、区のほうでシステムを構築すると書いてありますよね。そのシステムが中心になっている動いていくんじゃないかなと思うんです。

それと、ここでも出ているんですけど、「連携」という言葉がすごく頻繁に出てくるんです。頻繁に出てくるんですけど、皆さんどういうイメージを持っているかというのが、みんなばらばらで、定義づけしないと。

この図でいくと、「NPO・教育機関」と「区民」で「新たな連携」。これも、区民とNPOだけで何か連携できるんですか。区が旗振りしないと、なかなか利害関係のない団体と連携できないと思うんです。

その辺、「連携」というこんなに頻繁に出てくるのであれば、もうちょっとその辺の言葉の解説が必要じゃないのかなという気がいたします。

ついでにいいですか、中間報告のほうまで。

7-2の、4ページ目の金属回収の440万円歳入増の、算出根拠を明確にしていたきたいということです。

私のほうで考えたんですけど、例えば、ごみに占める金属系品目24%と、下のほうに書いてございますよね。前の資料6-2の、粗大と不燃のほうの、中防でやって分離した鉄・アルミは回収率18%なのです。ここは24%。

24%もいいのですけれど、そうすると、あのとき粗大と不燃の合計が4,867トン。これに24%掛けますと1,168トンで、1,188トンと差があるんです。

それと、売却単価トン1万円といっても、金属も鉄もアルミも銅も、みんな値段が違うと思うんですけど、一体1万円は何を意味しているのか、これが不明です。

それから、売却単価1万円として1,188トンで440万円の歳入だと、差し引き748万円が出てくるのですけれど、これは人件費なのかどうか、その辺がわからないんです。

というのは、4,867トン、例えば、人間が手作業で解体したりしている稼働時間を、年間1,800時間を例えば割り算すると2.7トンです。これは普通のかいプラント並みの処理量になってしまうのです。そんなときに、初期投資など、例えば天井クレーンだとか搬送コンベアだとか、そんなのはお金の計算に入れているのかどうか。それがはっきりしないのと、例えば、748万円が全部人件費ですと。これは、前回の6-2の10ページ目で、調布市だとか練馬区の場合で、市の職員だとか、練馬区だとシルバー人材センターの方が解体して手間がかかっていますという意見があるので、多分、人件費として、例えば時間、いろいろと経費を入れて2,000円として割り算すると、延べ時間で3,740時間になるのです。

3,740時間で4,867トンを割ると、1人1時間に1.3トンも処理している計算になってしまうのです。440万円が、何でそんなに出てくるかという、その辺の根拠をはっきり示していただかないと、非常に一見いいように見えますけど、これはおかしいんじゃないかなと私は思うんです。

それから、資料7-3の、先ほど説明のあった6ページ目のごみの収集・運搬・処分にかかる経費です。前回の会議で、民間でできることは民間でということの説明を求めたときに、その一つに、事業系ごみは事業者の責務で自分のごみを処理しなければなりませんと、そういうお答えだったのですけれど、以前にいただいた過去の審議会の資料で、平成17年9月の、ごみ手数料についてという答申の資料の中に、ごみ処理手数料ということで、平成6年から、キログラム当たり28.5円いただいている。

ということは、6ページ目の一組処理処分費、これはキログラム当たり21.3円ですよね。受け入れたほうが商売になるのですよね。28円もらって、処理費が21円ですから。豊島清掃工場は200トン炉の2炉で、1日400トンの処理で、300日稼働で12万トン処理できるのに、3の1ページ目のところで、5万7,000トンの燃えるごみ。

要するに、ほかの他区のごみも入ってきているから、実際はこれより多いと思うんですけれど、はっきり言って稼働率は半分です。1炉は遊んでいるんです。

だから、もうかるのだったら、持ち込みの事業系ごみを受け入れたほうが商売になると思うんですけれど、何でそれを、民間でできるものは民間でいってねつけるのか、その辺が私の伺いたいところです。

以上、4点。

○会長 どうもありがとうございます。

4点。まず第1点目なのですが、資料の中間まとめ案の最初の部分で、豊島区の特性についての記述はあるけれども、その特性から出てくる問題点が明確にあらわれて

いないというご趣旨だと思います。

その辺については、豊島区はどういう区なのかという、その地域特性の議論を作業部会でしていただきまして、それに基づいて基本的な考え方を考えていった。第1回の作業部会がその特性についての議論で、そのあと、第2回作業部会でそれに基づいてリサイクルの方向性を整理したということになっております。

高密度都市であることと多様性ということがキーワードになっていて、そのもとで、どのようなリサイクルをすべきかという方針で進めていただいていたと思います。

十分にその部分があらわれていないということだと思いますので、この辺については精査したいと思います。

2点目ですが、これは4ページですね。

中間まとめ案の4ページ、各主体の役割についての図が、特に矢印に関しての意味が不明であるというご指摘で、概念的な論理構成で書いていらっしゃると思うんですけども、委員がおっしゃるのはもともと、人の流れなのか、情報の流れなのか、物、金の流れなのかということが不明確だというのは、確かにそのとおりだと思います。これについても、図の見直しというか、そこの部分は考えたいと思います。

趣旨としては、概念的な整理をしているところですので、具体的に、この矢印でもって、物と金がどう流れているということをあらわしているものではないのですが、そういう視点も要るのかなというふうに考えます。これは考えてみたいかと思います。

それと3点目、資料7-2ですね。

参考3ですが、金属回収の440万円程度の歳入増の算出根拠です。事務局のほうで、もしわかればお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○資源循環課長 こちらのほうは試算ということで、前にお出しした資料等とパーセントが違うのではないかとということで、金属の場合、ここの1万円というのは、厳密に銅とか鉄とかいろいろあるんですが、とにかく金属ということで、分けずに一まとめで売りますと大体トン当たり1万円ということで、もしこれが完全に鉄だけとか、銅だけということになれば、もうちょっと金額が上がるのではないかと考えております。

それから、24%のほうですが、これは小型家電品目の割合です。豊島区の粗大ごみで収集してきたものの小型家電品目の割合が24%ということで、それを使っているものでございまして、今、委員ご指摘のとおり、もうちょっと厳密にやれば、これと違う形になってくるかと思っておりますので、私どものほうでも、ここの試算については、もう少し緻密なものが、もしできれば検討していきたいと思っております。

それから、4点目の資料第7-3の6ページ、ごみの収集・運搬・処分にかかる経費でございます。これは、先ほど冒頭に申し上げましたように、廃棄物処理手数料を算出するための検討会に各区が出している数字をもとにしたものでございまして、ただ、基本といたしましては、例えば、一組さんのトン当たり2万1,329円の中には、処理手数料は入っていません。

ですから、考え方といたしましては、総支出、建物の建設費とか運転費、それから、人件費等を含めまして全部出す。それに対して歳入、例えば売電したり、または土地の一部を貸してあげたりということで収入がございます。ただ、その収入の中には、処理手数料は入れていません。その差し引きのプラス・マイナスを、経費をトン当たりで割ったものでございます。

収集・運搬のほうも、これも基本的には手数料、これは、一般家庭ごみは無料で収集しておりますが、事業ごみの収集のシールの代金は収入の中に含めておりません。総経費から、総収入といっても、売却益だとか、ほとんど余り収入はないんですが、そういうものを引いた経費を、トンで割ったもので、こちらのほうの収入には手数料は入っておりません。

○会長 あと、最後の4点目のお話ですけど、事業系ごみの持ち込みをふやすと、要はもうけが出るというお話だったんですけども、基本的には、事業系ごみは税金を使った処理というか、法的な部分で扱うものではないと思うのです。事業で出されているごみでするので、産廃と同じ発想です。

ということから、ご趣旨はわかりますけども、区でもうけようということにつながるのではなくて、これはあくまでも清掃事業ですので、もし、たとえ持ち込みでもうかるとしても、受け入れるべきではないというふうに私は思います。どうでしょうか。

○委員 あと、連携について、何か具体的なイメージがございましたらお願いします。

○会長 2点目の点で、例えば、中間まとめ案の4ページ図のところで「新たな連携」とか「連携」という言葉があるけれども、具体的なイメージについてわかりにくいというご趣旨ですね。

これについては、正確な定義で使っているのかどうかということですけど、事務局で何かございますでしょうか。

○資源循環課長 審議会の中間まとめ案ということで、具体的にどこまで踏み込んではおりませんが、今、委員がご指摘のとおり、言葉に曖昧さは残っていると思いますが、これを具体的にどのように実務面、または施策でやっていくかは、これは別に、私たちが業務を遂行していく上での知恵の絞り所だと思っております。

○会長 ご指摘の中の、特に4ページの図は非常に重要なところで、各主体の役割と具体的な施策をどう進めるかということです。これがまとまっている図ですので、重要な図であることは間違いなくて、それが曖昧であることはまずいというのは思います。

そういう点で、委員がおっしゃるとおり、概念で書かれていてこうなっているんですけども、いろんなものがまざっているというのは確かに言えることで、情報と物、金の流れと、人の流れとか、何だか曖昧になっている点は確かにご指摘なので、そこは明確にして、図を再構成することが必要かと思われま。

内容的には、事業者の役割がきちんと分けてあったり、それから、区民としてどういった想定がされるか。こういったところに区の特性が出ているのではないかと思います

ので、そういう点では、豊島区の特性と施策との関係について、ある程度示されているのではないかというふうに思います。

いずれにしても、4ページの図は、もう一度再確認したほうがいいのかという気がいたします。

その他ございましたらお願いしたいと思いますが、作業部会に参加されていないメンバーに、特にコメントいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員、もし何かございましたらお願いします。

○委員 作業部会のほうで事細かにやっているの、きょうは来てもとという感じでしたね。作業部会だけでいいんじゃないかしらという感じを受けました。

○会長 そうはいかないです。

○委員 たくさんいると、なかなかいろんな意見が出ないんですけど、少人数でやると、こんな意見が出てくるんだなということがすごくよくわかって。

ただ、私の地域でも、今度またワンルームマンションが建つんですけど、町会自身も、これ以上いろんなお仕事がふえてしまうと困っているというのが現状なので、リーダー育成みたいなことは、前はリサイクル委員とかいましたよね、地区、地区に。

そういうリーダーの育成に力を入れていただくと、町会のトップの方々も少しは楽になるのかなという感じを受けました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。リーダー育成という側面で、区民としての主体の中の重要な役割を持つ人の育成ということだと思います。

委員、何かございますでしょうか。

○委員 私どもは、実際に、こういうリサイクル集団回収の仕事にしょっちゅう携わっており、きょうも資源回収をしてきたんですが、前の報告書にもあったけど、区民に対して達成感を与えるものが云々という文言がありましたけれども、自分たちがやった、町がきれいになった、しかも犯罪が減ったという、それは関連して、いろいろと町に対して区民の意識が徐々に変わってくるということがあるのです。

例えば、我々の町会の中でマンションが建つと、必ず町会に入ること、必ずリサイクルに協力すること、これはもう前提条件として町会憲章として掲示板に掲げてあるんですけど、それを実際に実行しています。

そういうようなことで、区民の意識と町会の意識というのが少しずつ変わってきている部分もあるのではないかなという気がします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

作業部会のほうでの議論で、後半のほうで出てきた「新たな目標と指標」ですね。

従来ですと、一種の区のマクロ的な指標、そちらのほうのみが先行されて目標となっていたんですけども、それだけでは区民には見えにくい。それから、インセンティブと

どうか、やる気を起こすきっかけになりにくいということから、個々のミクロ的な新たな指標なり、目標なりが必要なんじゃないかというのが、作業部会の議論で生まれてきました。

それから、いわば他の自治体、他の区に比べますと、この点は余り議論されていないところで、豊島区ならではの目玉になるんじゃないかという気もいたします。

全体としての目標と、個々の目標というか、区民一人一人が達成すべき指標の検討、これについては非常に重要な視点だと思います。

そういう達成感をもたらすような指標、やる気を起こさせるような指標ということだと思うのですが、これは重要かと思います。

それでは、委員、きょうの中間まとめ案に関しましてございましたら。

○委員 何回か参加させてもらっているのですが、正直言って私も勉強になります。

この会に入りまして、私なりに、女房が「あんた変わったわね」と。そういうことで、この会に入ってよかったなと思っております。

ごみ出しも大体地域によって違いますけど、それを全部、私がメモにして、女房に言われる前に出しております。

そういうことで、先ほどもいろんなお話が出ましたけど、水切りですか。ちょっとしたことで年間440トンですか。これはすごいなということで、これから何回か参加させていただいて、勉強していきます。

以上です。

○会長 どうもありがとうございます。

委員、もしございましたらお願いしたいと思います。

○委員 前はリサイクル委員とあって、町会長を中心にして5人くらいで、いろいろと集積所を歩いたんです。そのトップで承ったことがあるからわかるのですが、でも、そういうふうによっても、集積所というのはきちんとされていないというのが事実です。それからマンションに住んでいる方に悪いのですが、マンションに至りましては、きちんとする管理人のいるマンションが一つ私の近くにありますが、あとは名前だけの管理人で、こういうところを区として、厳しくよくお調べになって、名前だけ貸している管理人のいるマンションは、あり得ないです。

ワンルームばかりがポコポコ建ちますでしょう。だから、そういうことも厳しくしていただきたいと思うんですが、区の課長さん、いかがですか。よろしくお願いします。

○会長 いかがですか。

○資源循環課長 なかなか清掃環境部だけでカバーし切れない部分もございますが、清掃事務所では、そういう出し方指導とかをしておりますし、そういう住宅とかを管理する部署とも相談してみたいと思っています。

○委員 よろしく申し上げます。

○会長 お願いします。

委員、もし何かございましたらお願いします。

○委員 町会は129町会あるのですが、今お話を伺っているように、各町会で多少違いますけど、おおむねシステムができ上がって、ただ、今一番問題になっているのは持ち去りなんです。

この前も私は言ったと思うのだけど、要するに町会の大事な資源を、普通の日に出していても、朝の9時ごろに車で、若い夫婦なのかグループなのか、3人くらいで、ほんの何分で持ち去ってっちゃうのです。これは最近、深刻。

それはなぜかという、私どものところまで、むしろ逆に不景気だからここまで来たかなと。それで、追いかけて、声をかけたりすると危険なんですね。だから、そのために、そういう事件に巻き込まれないように、持って行ってしまったらしようがないから、その前に、みんなでそこに立ちふさがっているような状況をつくるしかないなという話を話し合っているのですが。

けさも、あるマンションから私のところへ、しっかりと持ち去ったナンバーを調べて持ってきました。これを警察に持って行って、事件にできるかということも、正直言って、結果なかなか難しいんですね。

だから、我々の地域の立場でいくと、貴重な資源を持っていかれた、これを何とかしなければならぬというふうに、このほうが正直、言葉は悪いけど、深刻な受けとめ方をしているということですね。

これは行政のほうも真剣に、いろいろとサポートして、朝の見回りとか、何時ですか、朝5時から回っていただいているようですが、広範囲ですからね。向こうも仕事ですから、なかなか簡単につかまるようなことはないですから、そのほうが深刻なんです。そういうことで、いい方法を一つ検討してもらいたいなと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

持ち去りの問題は、区民が回収に努力された結果を持ち去ってしまうことになるので、非常に深刻だと思います。この辺についても考慮が必要ということですね。

委員ございますか。

○委員 まず、中間まとめの中の3ページ、区の基本的な考え方で、リサイクルの目的とこの辺を明確に整理したというのは非常に意義があると思います。

この辺は割と混在されていて、リサイクルすると何でも環境にいいような感覚で捉えられるところがありますけれども、CO₂の削減等は、リサイクルより、リデュースやリユースのほうが効果は大きい。

リサイクルを進めることが本当に総合的な環境負荷の低減とか、環境に資するのかわというのは、きちんと見極めないといけないところで、これはコストの面も含めて、その視点というのは重要だと思うのですが、この記述がこの中で十分じゃないなと思うのは、環境負荷の低減というのはCO₂の削減だけではないですね。

私が一番気にしているのは、6ページにある有害物質の適正処理の部分ですが、これが、なかなか表に出てきていない部分もあると思いますので。この環境負荷というのは非常に大きい、回復が困難になるようなケースもある。

具体的に言うと、水銀ですとかカドミウムというのはこの中にも出ていますけれどもそれ以外にもあるはずで、その辺の誤解を生みかねない表現ではないかなと、若干この表現については気になりました。

それと、今触れた6ページの「有害物質等の適正処理」のところで、「現状で規制処理が不十分な可能性のある品目について」。これが、よく知られていないということが問題。水銀が入っているものは何なのかといたら、本当に身近にあるけれども、よく理解されていないと思うんです。

可能性という部分ですので、なかなかそれを具体的に挙げて啓発というのは、今の段階で、区では難しいのかもしれませんが、もう少しこれは明確にして踏み込んでいただいたほうが、予防的措置にはなっていくんじゃないかなというふうに思いました。

それから、同じく6ページのところ、生ごみについて。

家庭ごみの生ごみはこれからの課題ですけれども、豊島区では、学校から排出されるものが中心ですかね。生ごみ処理は、割と歴史を既に持っていると思います。それで、「豊有機」という堆肥にしたりとか、あと数年前からは有明のほうに、バイオマス発電のほうに半分持っていくたりとか、そういう実績は積んでいるので、それはモデル事業的に進んで、その効果がどうだったのかということ、家庭ごみではないですけども一応それをやっているの、家庭ごみのほうで検討するに当たって、事業の成果を反映できるような形で整理した上で、家庭ごみについても考える形が必要ではないかというふうに思っております。

あと、7-3の参考資料のところの6ページですが、売却益で幾つか、下の表で(4)に出ていますが、廃食油は、これは売却益は出ていないんでしょうか。

○資源循環課長 売却益は出ておりません。22年度の場合は1,300キログラムくらい回収することができましたが、こちらのほうは、逆にお金を払って処分しているというのが現在の状況でございます。

○委員 ど忘れしてしまったのですが、最初、ディーゼルのほうに燃料として、有名なNPOさんが回収してくださってやっていたよね。そこから石けんのほうにシフトしたり、ある程度、有価物に変わるような処理になっていたと思うんですが、そうであっても全く、持ち出しなのですか。

○資源循環課長 担当の係長のほうから答えさせていただきます。

○リサイクル推進係長 廃食油につきましては、以前は、確かに染谷商店のほうで燃料にということでやっておりましたが、そのときにも処理料を払っての事業でした。

何でかと言いますと、回収量が少ないというところが一番の問題になっておまして、練馬区のほうで今、独自に施設をつくって、廃食油を精製しておりますけれども、その

際、余ったものを売るにしても、ドラム缶1缶たまらないと業者さんは買い取ってくれないということで、それだけの量が果たして集まるかという、豊島区の場合には、まだまだそこまで量がいておりません。

それで、今、石けんにするにいたしましても、収集運搬と処理料を含めまして、割と低単価で処理して行っております。販売までの回収量がないというところで収益は上がっておりません。

○委員 わかりました。

あと、先ほど委員が言われたところでありますけれども、7-2の資料です。金属回収に関しては、ちょうど法改正が通ったところです。具体的にどうするかという検討の時期に来て、試算の部分が正確に出ないと、この審議会の大きなテーマであったと思うんです。視察にも行ったということもありまして。

この小型家電のリサイクルに、どの段階でどういう範囲で豊島区が踏み込むかというのは、法改正も受けて、具体的に明確にしていかななくてはならない部分ですので、数値的な部分を精査して、正確なものを出していただいた上で判断する必要があるというふうに思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。全部で3点のご指摘がございました。

1点目について、環境負荷の低減というのは、CO₂のみで解釈されているけれども必ずしもそうではない。これは文言を少し考えないといけないと思います。

それと、2点目が有害物質ですね。現状、適正処理が不十分な可能性のある品目。これはもう少し具体的にしたほうがいいんじゃないかというご指摘でした。これも検討して、もっとわかりやすい形で検討すべきかと思えます。

それから、生ごみに関してはバイオガス化等の文言があるんですけども、具体的に今、動いている自治体もあって、生ごみについて、家庭も含めまして、バイオメタンの形でリサイクルするという自治体も出てきております。

こういった流れから、今後検討を要することになると思うんですけども、現状で、一つの区では難しいというのが、この文言の内容です。ですから、将来的な課題という形でここに上がっていますけれども、これは今後の検討ということになると思います。

もしこれが進んできますと、各自治体で生ごみについてのバイオメタン化等の、より高度なリサイクルがされる可能性が出てくるんですけども、現状では、まだ非常に高いコストがかかるために国に補助金がないとできない、そういう状況です。だから、豊島区だけでやるというのはまず無理な話なので、今はそういったさまざまな事例の研究という段階かと思えます。

それから、最後ですけど、小型家電リサイクル法も、これはもう制定されまして、来年4月から施行というふうになっておりますが、当然、豊島区においても具体的に検討が必要で、数値的なところについても、まだ不明確な面があるので、これも今後検討を

要するかと思えます。そんなところですね。

それで、委員、何かございましたらお願いします。

○委員 資料7-1で、3ページ目です。区がリサイクルに果たすべき役割のところ、「可能な限り民間市場中心の回収や処理がなされるよう、適正な誘導を図るべきです」という文言があるんです。

民間事業者参入を決して否定するものではないのですが、これまでの議論の中で、区が「適正な誘導を図るべきです」と言うのですが、区の役割が少し後退しているかのような印象を受けるのですが、こういう文言になった経緯を、後で教えていただきたいと思えます。

それから、二つ目には、リサイクルの方向性なんですが、これも、「民間市場を主体とした回収」とか、「将来的には民間市場で回収や処理がなされるよう、適正な誘導を図る必要があります」となっているのですね。

事業者委員の方からも、「現状では採算が合わないから参入しない」とこういう発言が何度もありましたけれども、そういう発言があったにもかかわらず、ここでも、将来のリサイクルの方向性としては、民間市場を中心にやっていくという表現になっているのですが、区がどういう役割を果たすのか、そういうことが、しっかり記述がなくて、民間市場を主体とした方向性だけが、ここでも打ち出されているということで、区の役割はどうなるんだろうと。ここでも、そう思わざるを得ません。

それから、個別の課題でも、例えば、先ほど発言もありましたけれども、これは本当に、小型家電リサイクル法、いろいろと可能性の検討を進めるということなんですが、全体としても回収率が非常に低くて、そういう中で、本当に事業者任せにしては、これは、なかなか回収率も上がりませんし、リデュース、それからリユースのことが強調されているんですけども、もっと国の段階でも拡大生産者責任というか、発生抑制と製造するメーカーの役割、そういうのがきちんと責任を明確にしなければ、これはなかなか、区の中でやっていくにしても非常に困難ではないかなという、こういう印象を持っています。

以上です。

○会長 どうもありがとうございます。拡大生産者責任という考え方、基本は、現代の我が国の3Rが基本の考え方なんですけども、なかなかそのとおりに行っていないというのが現状だと思うのです。

豊島区の方針としては、EPRを目指すということから、基本的には民間に任せるとするのが一つの視点なんです。その上で、現状で、例えば廃プラ等、なかなか動かないものについて、適正な誘導ということの趣旨は、現状で、民間で採算が取れないとか、そういうものについて、3Rの仕組みをつくっていくためには、何らかの行政的な力でそういった仕組みをつくっていく必要がある。つくった上で、うまく回るようになってきて採算が取れるようになってきたら、区としては手を引くと、そういう流れかと思う

のです。

EPR、拡大生産者責任の基本的な発想というのは、ごみ処理やリサイクルに関しては、特に民間に任せる。民間というか生産者に任せるというのが基本的な考え方なのですけども、そうすると、区の役割はする場合どうなるかというのが、まさに、先ほど委員がおっしゃったように、有害物質、有害なものをどうするのかということが残るんだと思うんです。

基本的には、3Rを進める際に最も主人公になっていくのは民間であって、そこを支えるための役割を区が担う。そういう位置づけで区の基本的な考え方が書かれているということでございます。

ですから、適正な誘導というのは、あくまでも民間に移行させるためにどうすべきかということをお区が考えるのだという趣旨で、こういう表現になっていると思います。

衛生処理、適正処理ということが、一番の区の役割になってくるのですけども、ここでは5ページにありますように、生ごみや水銀などというのが、それに相当する。民間では、そういった適正処理ということをお考えた際に限界が来るだろう。そういうときに、あくまでも区というのは、そういった民間でも、もうけが出ないというか、そういった最低限のところをカバーする役割を持っているというのが、区の役割なんじゃないかと思えます。それがここでおたわわれているということです。

○委員 民間参入といいますか、今でも採算が取れないと。いろいろと採算が取れるようになったら、区は手を引くというお話でしたけれども、紙ですと、市況が暴落したり、いろんなケースが考えられますけど、赤字が出た場合に、じゃあ一体どうなるのか。区民に、消費者に直接料金の値上げをすることになるのか、また、自治体が負担することになるのか、いろんな問題が出てくると思うんですけど、そういうのを十分議論しないで民間主体という方向性だけが出てくるというのは、非常に私は気になることです。

以上です。

○会長 方向性というか、最終的に理想の姿というのは拡大生産者責任が実現している状況というところから、この方向性が書かれているわけで、実際には今、最終的な段階には行ってないわけです。そういうわけで、現状で、区は何をすべきかということをお考えなければいけないという、そのあたりが書かれているということなんです。

おっしゃるとおりで、現状で、市況によって左右される状況があるというのは、まさにEPRが実現していないからです。ですから、その部分が現実ですので、現実には、区の行政の仕方としては、そういった現実を踏まえた上でやっていく必要があるということになると思います。

ただ、あくまでも方向性としては、いわば理想的な姿というのがまずあって、その上でこの部分があるということかと思えます。

では、委員、何かございましたら。

○委員 まず初めに、これまでの審議会の議論がなされまして、それを受けて作業部会の

皆様でこのように取りまとめていただきまして、本日審議に当たらせていただきまして、本当にありがたいというふうに感想を持っています。

全体的なこととしてですけども、今回の諮問の表題である循環型社会を構築するための具体的施策、その具体的施策という表題が、今回のまとめの中でどのように位置づけられてきているのかということ。それから、今後の審議が、最終の諮問に対する答申に対して、どのように形づけられていくのかというのが、中間地点での、それぞれの議論に至ってくるんだろうなと、そのように臨ませていただいているわけですけども、今回の取りまとめ案の中で、では、施策についてということに触れてくるのが、それは6ページにある個別課題についての施策の方向性というふうになっています。

じゃあ、プラスチック類から有害物質等までの5項にわたって、今後、豊島区が循環型社会を構築するために、この施策を具体的にということであれば、これは私の私感になりますけども、こういうことをやっていくべき、またはこういう考え方で施策をつくり上げるべき、そういったことになっているかどうかということが一つ論点になるのかなというふうに思います。

そういう意味では、まだまだこれから検討を進めていくとか、研究していくということが、これが諮問に対する答申として具体的かどうかということ、もう一度見直す角度が必要なのかなというふうに感想を持ちました。それが1点目です。

それから、連携ということが非常にうたわれているわけですけども、例えば、資料には、今回の案には、4ページの中段には「NPO」、それから「教育機関」という表記がございます。

一方、7ページには、丸囲みの中で「学校」という表記もございます。これは余り、教育機関なり、学校というところでは、どのような立ち位置で、どういう施策が、この部分で、この分野のところでも果たしていくことがあるのかどうか。そういったことについて、もう少し具体的なところが出てきてもいいのかなというふうに思います。

例えば、区民は、町会、単身者、外国人、学生、高齢者、ファミリー世帯というふうにありますけども、小学生や中学生ももちろん区民ですし、リサイクルを初めとした3Rの考え方ですとか、また教育機関としての果たすべき役割というものも入ってくるんじゃないのかなというふうに思います。

例えば、具体的ですけども、先日、池袋中学校というところにお邪魔したとき、文化祭をやっていたんですけども、3Rの取り組みを生徒会が研究発表しておりまして、3Rの説明ですとか、または、それを持ち帰って家庭で生かしていこうというような取り組みの発表があったりとかして、そういった児童・生徒たちが学ぶことも、循環型社会を構築するための具体的な施策に入っていくんじゃないかなと、そのようにも考えました。

それから、最後になりますが、先ほど各委員から話がありました小型家電のリサイクル法ですけども、ご案内がありましたように、もう目前と控えているわけで、今回のま

とめ案にもありますように、池袋は特に量販店ですとか百貨店ですとか、そういったところが集まっている。豊島区の特性という部分では、今回の法律は、聞くところによると義務型ではなくて促進型、促進法というふうに聞いていますけども、それこそ、特性に合わせて取り組みを、区の自治体としての取り組みを明確に始めなければいけない時期に入っていると、そのように考えております。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございます。

教育機関、特に学校の取り組みについてご指摘がございました。あと、個別課題についての方向性という形で、もう少し具体性という点で見直しがいるんじゃないかというご議論もありましたので、それも検討したいと思います。

ただ、基本的に施策の方向性として具体的な方向は出ていて、これに基づいて、区のほうで吟味して施策化していくというふうに理解しておりますが、文言と、また、もしさらに具体的にできるところ。例えば、先ほど有害物質について「適正処理が不十分な可能性のある品目」というふうに曖昧な言い方をしている場所もありますし、さらに具体的な表現というか、内容を検討したいと思います。

では、委員、ございますでしょうか。

○委員 一番最後みたいになったので、皆さんから大分ご意見が出ていますけれども、1回から6回まで、このように審議会を重ねるに当たりまして、きょうも個別の、いろいろな細かいことまでお話が出た。

それと、また作業部会においては、もっともっと掘り下げた話が出たということは想像に難くないと思うんですけども、そういった部分でいろいろな問題が出てきているということの中において、先ほど委員からお話がありましたように、豊島区の特性について、こういうふうに、るる説明があるのであれば、その問題点を出すということも当然至極でございますし、この審議会においても、先ほど、持ち去りの問題だったり、あるいは連携の問題であったりということがありましたので、特性と並んで、各種の個別の問題点ということ紙ベースで記したほうが、よりわかりやすくなるのかなと、そのように思っているところでございます。

それで、他の委員もお話になったように、この委員会に出ていると、いろんなことが勉強できたというくらいでありますので、そういった意味では、この場においても、すごいプラスになっている部分もありますし、みんなでリサイクルを考えようということになっている中において、これからのスケジュールを見ますと、8回、9回というところで、いきなりというわけではないんでしょうけども、3Rの観点から、リデュースやリユースのほうに議論が行ってしまうと、特性は出ているけど、問題点はそのまま置き去りにされていってしまうということがあると思いますので、その点を審議できればありがたいかなと思っているところでございます。

総じて、6回までの中間まとめ案ということで、私は、そういった部分で、追加箇所、

訂正というのがあるかもしれませんが、資料が、7-1号から7-3号まで、よくできているなどというのが、ある意味感想でございます。

以上です。

○会長 どうもありがとうございます。

さまざまご意見が出たところですけども、作業部会のメンバーからも、こういったご意見につきまして何かございましたらお願いしたいんですけど。

委員、ございますか。

○委員 今まで審議会の中で、何度か、可燃ごみの中のリサイクルできる割合が6割以上あるということで、そういう中で、リサイクルするために分別等をしなければいけませんけれども、分別するにあたって、区民の方に、どうして分別しなければいけないのか、そういうことをわかっていただくためにも、豊島区でも、たしか年に1回くらい環境フェア等、そういうような催しもやっていますので、そういう中で、例えば、ここにあります中央区の事例でありますけども、小さなお子さんなどにもわかりやすいようなもので、リサイクルに対して理解いただくということが必要かなと思っています。

また、男性より、女性の方とか、お子さんのほうがリサイクルに対して一生懸命やるというところがあるような気がしますので、ぜひそういう面で、区民の方にも協力していただければと思っております。

以上です。

○会長 委員、ございますか。

○委員 作業部会のときには、いろんな勝手なことばかり言わせていただいて、その中で一つ一つがまとまりつつあるという、一人一人の取り組み、そして、楽しく、無理なくできる。そういったことをつくっていかないと、皆さんが理解できない。

こういうふうに、かたく、かたく物をつくっていけばいいということではなくして、町場の中をよりきれいにするには、わかりやすく、明確に出していけるような、今も委員がおっしゃったとおりに、ほかの地区のポスター等、作業部会で参考にさせていただきました。

非常に私たちも勉強になりますし、豊島区もそういうものを大切につくり上げていけたらいいかなというふうに思っております。

ありがとうございました。

○会長 委員、ございましたらお願いします。

○委員 作業部会の中で、皆さんでいろいろお話しした結果がきょうは出ていたんですけども、きょうの審議会で、不足しているところをまた皆さんで検討させていただくようなことになったので、よりよいものがこれからもできるんじゃないかなと思いますので、本当にありがとうございました。よろしくどうぞ。

○会長 委員、ございますか。

○委員 まず一つ、作業部会のほうに私も参加させていただきまして、自分自身が、余り

ごみに対して興味がなかった部分というのは非常に失礼な言い方かもしれませんが、大分理解を深めたという。

特に、水切りという問題については非常に理解を深めましたし、それと、ごみを出す主体は誰だということとか、そういったことも考えながら、それから、あと委員がおっしゃったように、地域をきれいにするためにどういうふうにしたらいのかという、そういった方向性についても、いろんなワークショップ的な形の中で、もう何回かやりましたし、大変有意義な活動展開といたしますか、協議ができたと思っております。

ただし、委員からもございましたように、それから、委員からもございましたように、例えば、有害物質の問題とか、区の役割という部分。施策として、どういう方向性で示していくのかという部分について、もう一度、例えば作業部会や何かで、具体的に、かつまた明確に、どのステークホルダーが、どういった形の中で何をしていくかという、5W1Hの部分をもう一回しっかりと調整していくべきかなと思っておりますので、やらせていただければと思います。また頑張ろうかなと思っております。

以上です。

○**会長** どうもありがとうございます。きょう、作業部会以外の方からもご意見をいただき、それから今、作業部会の方からもご意見をいただきましたので、最終版に関しましては、きょうの意見を踏まえまして、また修正することになると思いますが、その点、私と事務局のほうに一任ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○**会長** この結果に関して、最終的にできましたものについては、ホームページ等で区民に公開させていただきますとともに、区長及び議会にも報告するというようにさせていただきますと思います。

それでは、修正など加えました後で、次回の審議会でも最終的な中間まとめを配付して、ご意見をいただくということになると思いますが、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○**資源循環課長** 次回の審議会についてでございますが、年明けの1月24日木曜日を現在のところ候補として挙げております。正式には、皆様に後日改めてご通知させていただきます。

なお、先ほど委員からありました廃油のリサイクルによる、石けんを、きょうお荷物になって恐縮なんですがお持ち帰りいただきたいと思っております。一つずつなのですが、配付してください。

こちらのほうはエスケー石鹸さんというところで製作しているものでございまして、1個100円強で販売しているものでございます。

それで、そこにシールを、今回は特別に手づくりで貼らせていただきました。ことしは、区制施行80周年記念ということで、実は10月の第4月曜日に、ペットボトル等に詰めた廃食油の回収を、17カ所でやっているのですが、そこに持ってきた方に、区

からの感謝のメッセージ、小さい紙を1枚添えてお配りしました。

あらかじめ、特に予告していなかったもので、皆様のほうは意外なサプライズということでお持ち帰りいただいておりますが、見える形ということで、実際問題そういうふうには小まめにやっている方には、「ああ、こういう形で石けんに生かされているんだな」ということで、もちろん豊島区だけの廃油でつくっているものではございませんが、9割以上が廃油を使っているということでございます。

なお、ご参考までに、実際にお使いになっていただきたいと思っております。無香料ということになっておりますが、それぞれにおいてに敏感な方とか、普通の方とかありますが、非常に肌にいいということで、化学物質等が含まれていないという売りになっております。

本日の会議録につきましては、後日作成いたしまして、なるべくお早目にお送りいたしますので、委員の皆様にご点検いただき、お気づきの点がありましたら事務局までお知らせください。

また、中間のまとめ案につきましては、事実上、これから3週間、4週間かけて、きょうのご意見等を踏まえながらまとめて、また会長、副会長等に見ていただくわけでございますが、まだもうちょっと、後で気がついてこういう方向性はどうかとか、何かご意見とか、大幅な修正等はあれなんですけど、こういうご意見もあったというような付記もできますので、もしありましたら事務局のほうにメールなり、お電話でお寄せいただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○会長 それでは、ほかに何かございますでしょうか。

○委員 中間報告から外れるので先ほどは申し上げなかったんですけど、ごみの問題で、私が今、気になっている問題で、路上のごみです。

住んでいるところが国道の脇で、近所にそういう掃除をする人がいなくて、私も時々、収集日等は掃除しているんですけど、吸い殻等が結構あるわけです。

それと、国道ということで、ほかから車で持ってきて捨てていくという方もいまして、あと、駅へ行くと、駅の周りや何かは結構ボランティアの団体の方がよく掃除なさっているような場合も見受けられるんですけど、この辺、この路上のごみを、こちらの範囲とは違うかもしれないんですけど、気になるものですから、何とかならないかなということで、今申し上げたわけです。

○会長 事務局、何かございますか。

○清掃事務所長 清掃事務所長です。縦割りというわけではないんですけど、基本的に、国道は万世橋のほうの国道の管理、都道は第四建設事務所、区道等はうちという形で、一応分かれております。

一時に事業仕分け等がありまして、相当、国道管理経費が削られたと聞いておりまして、以前よりも、かなり汚い状態で、実際のところ、私のところに問い合わせなんかがあるわけですけども、いいこと悪いことを含めて管理が分かれておりますので、うち

のほうに電話いただいても、先ほど言いましたように、万世橋のほうとかは第四建設事務所のほうに、どこそこにあるという形をお願いしているというのが実情で、なかなか別な意味で手を出せない部分もあるというのをご理解いただければと思います。

○会長 それでは、ほかにございませぬようでしたら、これをもって第7回豊島区リサイクル・清掃審議会を終了させていただきたいと思ひます。

委員の皆様にはありがとうございました。これにて閉会させていただきます。

(16時57分閉会)

提出された資料等	資料第7 - 1号 中間のまとめ案 資料第7 - 2号 「中間のまとめ案」のポイントと作業部会での 検討経過 資料第7 - 3号 参考資料集
----------	---